

西宮市道路整備プログラム 概要版

《中間見直し版》

令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度

令和6年3月

(2024年)

西宮市

「西宮市道路整備プログラム（令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度）」（以下、「本計画」という。）は、「第5次西宮市総合計画（令和元(2019)年度～令和 10(2028)年度）」の部門別計画として位置付けられており、今後10年間の道路整備の方針を示すものです。

これまでの道路整備の方針としては、平成21(2009)年度に策定した「都市計画道路整備プログラム（平成21(2009)年度～平成30(2018)年度）」があります。このプログラムは、計画的かつ効率的な道路整備を進めるため、都市計画道路^{※1}の新設事業を対象として、優先的に整備すべき路線や整備予定時期などをまとめた整備指針であり、計画期間中の整備状況は、計画16箇所のうち、完了済7箇所、事業中4箇所、未着手5箇所となっています。

本計画は、これを引き継ぐ形で策定するものであり、今後の道路整備においては、災害やバリアフリーなどへの対応を図るため、既存ストック^{※2}の再整備が求められることから、都市計画道路の新設事業の他に、新たな視点を踏まえて、防災機能拡充のための無電柱化、鉄道との立体交差化、老朽化した道路の改良や歩行者・自転車の通行空間の改良など、道路の再整備（リニューアル）も対象事業に加えることとしています。

※1 都市計画道路・・・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき決定された道路。

※2 既存ストック・・・ストックとは「在庫」を意味し、今まで整備されてきた道路（都市基盤施設）。

■計画の概要

①計画期間と計画の見直し

【計画期間】

第5次西宮市総合計画の計画期間（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）とする。（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の5年間の前期とする。）
（令和6(2024)年度～令和10(2028)年度の5年間の後期とする。）

【計画の見直し】

計画期間（前期）の最終年度である令和5(2023)年度に、第5次西宮市総合計画の見直しと合わせて、その時点の社会情勢や市の財政状況等の変化を考慮し、事業箇所、事業着手や完了時期について、中間見直しを行う。

②計画策定の基本方針

第5次西宮市総合計画（アクションプラン）の内容を基本として、より詳細な事業の検討を加え、今後の道路整備の指針となる道路整備プログラムを策定する。

③計画対象事業

計画対象は、第5次西宮市総合計画（アクションプラン）の取組内容のうち、橋梁、舗装など道路施設の長寿命化・更新などを除いた事業とする。

【対象事業】

- ・都市計画道路などの新設事業
- ・都市計画道路などの改築（リニューアル）事業
- ・無電柱化（電線共同溝）事業
- ・鉄道と道路の立体交差事業
- ・踏切の安全対策事業など

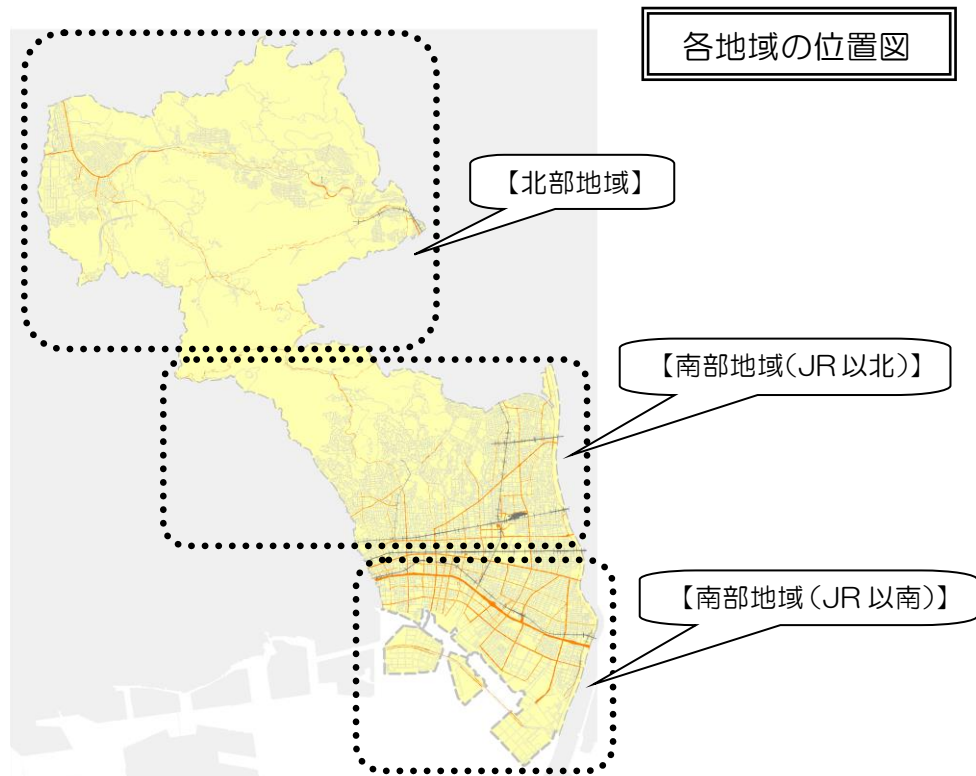
※ 本プログラムは、平成30(2018)年度以前からの継続事業、今後10年間（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）に着手を予定する事業について、路線名や区間等を公表するものである。

なお、本プログラムは、道路の部分的な改良事業、国が施行する国道176号（名塩道路）や名神湾岸連絡線、兵庫県が施行する県道生瀬門戸荘線整備などは対象としていない。

■道路の現状と課題

本市の都市計画道路は、延長 183.2km のうち 153.5km (約 84%) が整備済 (令和 5 年 3 月 31 日現在) となっている。このうち、国道、県道など比較的、広幅員の幹線道路 (2~4 車線道路 : $W \geq 16m$) については、概ね整備が完了しているものの、市民の生活道路でもある補助幹線道路 (2 車線道路 : $W = 12 \sim 15m$) については、整備率が約 63% と低く、本市の道路整備の課題となっている。

【北部地域】、【南部地域 (JR 以北)】、【南部地域 (JR 以南)】の 3 つの地域別の道路の現状と課題を基本方針に反映する。



【北部地域】

- 道路整備が未完成の区間があり、道路ネットワークとして繋がっていない。
- 住宅団地に対する複数の避難経路の確保など、災害に強い道路整備が課題。

【南部地域 (JR 以北)】

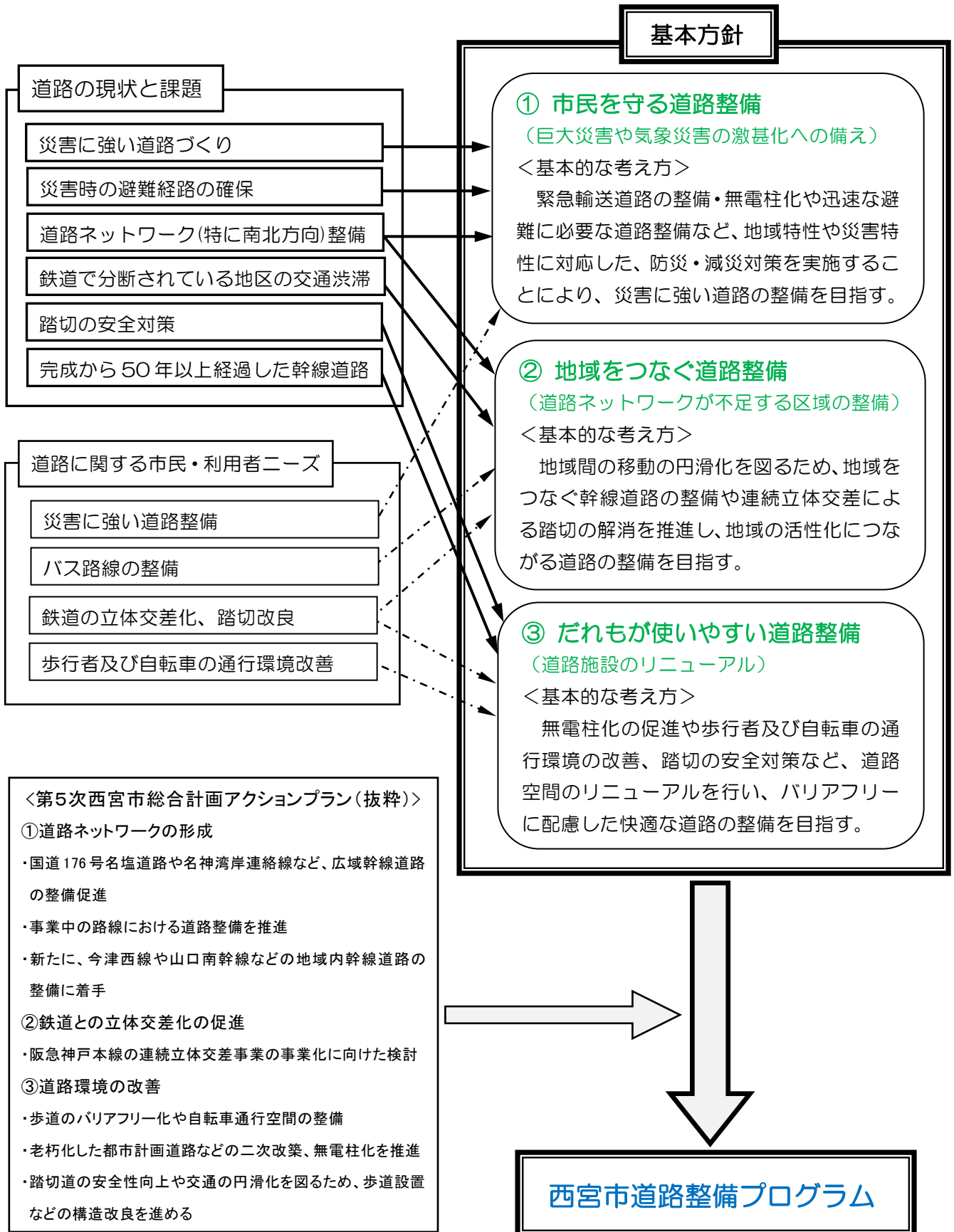
- 南北方向の補助幹線道路の整備、狭あい道路が多い瓦木・樋ノ口地域の道路整備や上ヶ原地域と南側の主要な幹線道路を結ぶ道路整備などが課題。
- 踏切が道路交通の大きな障害となっているだけでなく、市街地を分断するなど地域の発展の阻害要因で、地域内の円滑な移動や交通安全対策の上でも課題。
- 災害時に交通機能や避難路としての機能を確実に発揮させるための無電柱化整備。

【南部地域 (JR 以南)】

- 完成から 50 年以上経過した幹線道路が多く、安全な歩行者の通行環境の確保や自転車の通行環境の改善のため、歩道をはじめとする道路のリニューアルが課題。
- 南北方向の幹線道路については、津波からより早く避難するための経路としての役割が求められている。
- 災害時に交通機能や避難路としての機能を確実に発揮させるための無電柱化整備。

■基本方針

西宮市道路整備プログラムの策定にあたっては、「道路の現状と課題」「道路に関する市民・利用者ニーズ」を踏まえ、以下の3つの基本方針を設け、「第5次西宮市総合計画アクションプラン」の内容を反映させて行うものとする。



5. 西宮市道路整備プログラム（令和元(2019)年度～令和10(2028)年度）

■ 基本方針

- ① 市民を守る道路整備（巨大災害や気象災害の激甚化への備え）
- ② 地域をつなぐ道路整備（道路ネットワークが不足する区域の整備）
- ③ だれもが使いやすい道路整備（道路施設のリニューアル）

事業路線（令和10(2028)年度までに着手を予定する路線）事業中路線含む

事業種別 (※)	対図番号	路線（事業名）	事業箇所	事業概要	事業期間						前回の都市計画道路整備プログラムの位置付け	■ 基本方針			備考
					前期（R1～5）			後期（R6～10）				①	②	③	
					継続	着手	完了	継続	着手	完了					
都市計画道路整備	1	競馬場線街路事業	里中町外	都市計画道路整備 L=329m、W=16m	●		●				○	◎	◎	津波避難に必要な南北道路整備、鳴尾・武庫川女子大前駅へのアクセス改善、歩行者・自転車通行環境改善	
	2	山手幹線街路事業 (熊野工区)	熊野町外	都市計画道路整備 L=851m、W=22m	●						○	◎	◎	緊急輸送道路の整備・無電柱化、歩行者通行環境改善	
	3	武庫川広田線整備事業 (荒木工区)	荒木町外	都市計画道路整備 L=325m、W=15m	●		●				○	◎	◎	地域間の移動円滑化、歩行者通行環境改善	
	4	今津西線街路事業	上ヶ原五番町外	都市計画道路整備 L=490m、W=16m					●		○	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化	
	5	門戸仁川線街路事業	門戸荘外	都市計画道路整備 L=280m、W=12m		●				●	新規	◎		地域間の移動円滑化、県事業との連携	
	6	山口南幹線街路事業	山口町上山口外	都市計画道路整備 L=1380m、W=32m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、4車線化による渋滞緩和	
	7	武庫川広田線整備事業 (上之工区)	上之町	都市計画道路整備 L=200m、W=15m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化、阪急武庫川新駅へのアクセス動線の確保	
	8	甲子園段上線整備事業 (日野工区)	日野町外	都市計画道路整備 L=300m、W=12m					●		新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化、阪急武庫川新駅へのアクセス動線の確保	
	9	甲子園段上線整備事業 (樋ノ口土地区画整理事業)	樋ノ口町2丁目	都市計画道路整備 L=256m、W=12m		●				●	新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化	
都市計画道路（二次改築）	10	鳴尾今津線二次改築事業 (旧国道)	小松町2丁目外	都市計画道路のリニューアル L=2500m、W=15m	●			●			新規		◎	道路空間リニューアル、歩行者通行環境改善	
	11	小曾根線二次改築事業	小曾根町1丁目外	都市計画道路のリニューアル L=1600m、W=30m		●		●			新規	◎	◎	無電柱化、道路空間リニューアル、自転車通行環境改善	
	12	札場筋線二次改築事業	和上町外	都市計画道路のリニューアル L=520m、W=27m					●		新規	◎	◎	緊急輸送道路の整備・無電柱化、道路空間リニューアル、自転車通行環境改善	
その他道路整備	13	青峯連絡道整備事業	塩瀬町生瀬外	道路新設 L=400m、W=6.5m	●		●				新規	◎		災害時の避難経路の確保	
	14	西第178・180号線等整備事業	前浜町外	道路拡幅・歩道新設 L=580m、W=11～13m	●					●	新規	◎	◎	津波避難に必要な南北道路の整備、歩行者通行環境改善	
	15	西第814号線道路改良事業	神原外	道路拡幅、歩道新設 L=340m、W=16m					●	●	新規		◎	踏切の安全対策	
	16	幹第6号線道路改良事業	学文殿町1丁目外	歩道新設 L=520m、W=13m		●				●	新規	◎	◎	道路空間リニューアル、歩行者・自転車通行環境改善、津波避難に必要な南北道路整備	

事業検討路線（今後、事業を検討する路線）

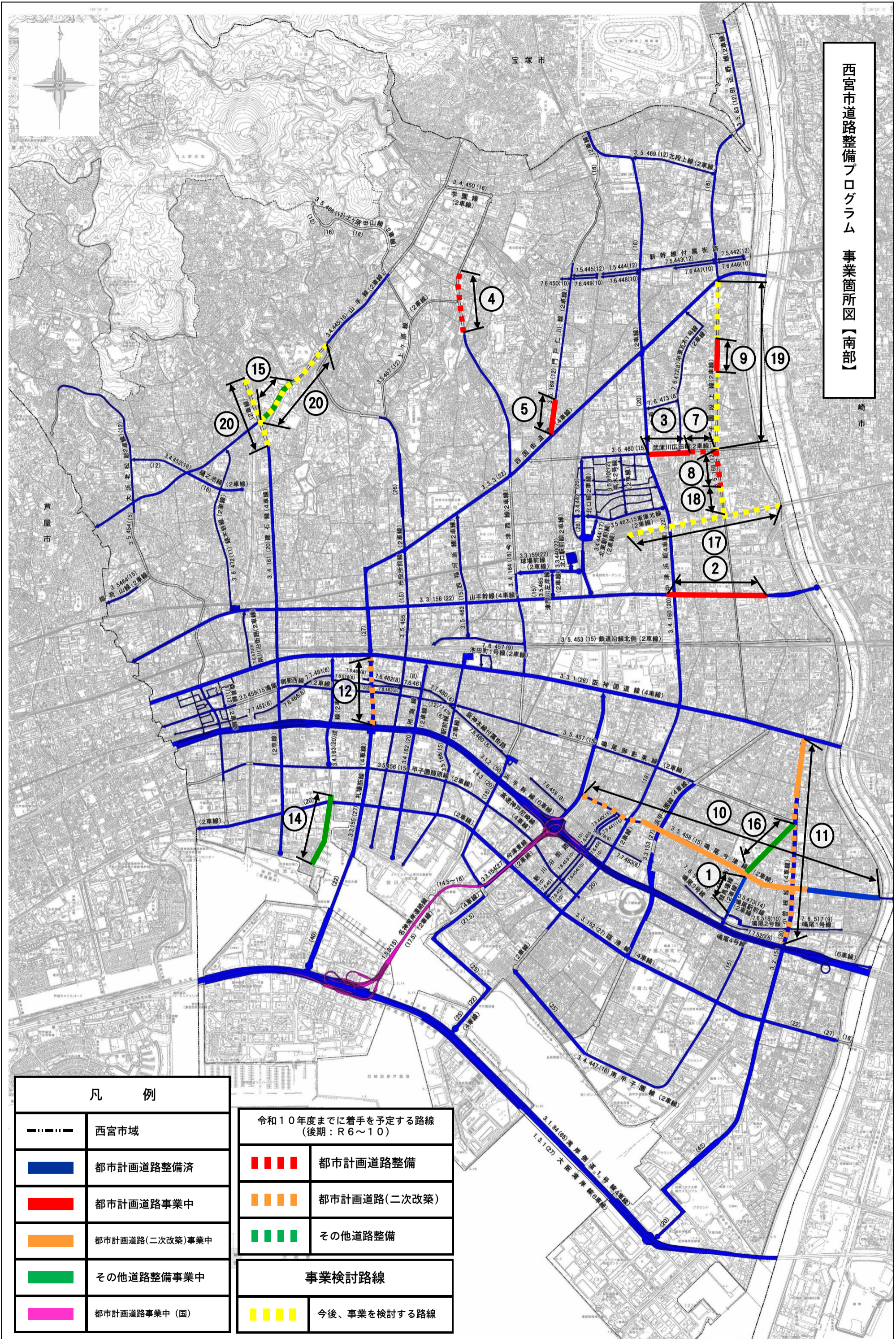
17	阪急電鉄神戸線連続立体交差事業	長田町外	連続立体交差（鉄道高架、踏切除却 N=3箇所） L=1200m								新規	◎		連続立体交差による踏切の解消
18	甲子園段上線整備事業 (大森工区)	大森町外	都市計画道路整備 L=200m、W=12m								新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化
19	甲子園段上線整備事業 (上之・樋ノ口工区)	上之町外	都市計画道路整備 L=1040m、W=12m								新規	◎		地域間の移動円滑化、地域の活性化
20	山手線(神原工区) 建石線	神原外	都市計画道路整備 山手線L=810m、W=16m 建石線L=699m、W=12(20)m								○	◎		地域間の移動円滑化、踏切の解消
21	丸山線整備事業	山口町上山口外	都市計画道路整備 L=290m、W=22～25m								○	◎	◎	地域間の移動円滑化、避難路の確保

※事業種別の分類は、以下のとおり。

- ・都市計画道路整備：都市計画道路の未整備区間において、都市計画決定に基づき道路整備を行う事業
- ・都市計画道路(二次改築)：都市計画道路の整備済区間において、道路のリニューアルを行う事業
- ・その他道路整備：都市計画道路以外の道路の新設や改良等を行う事業

西宮市道路整備プログラム 事業箇所図【南部】

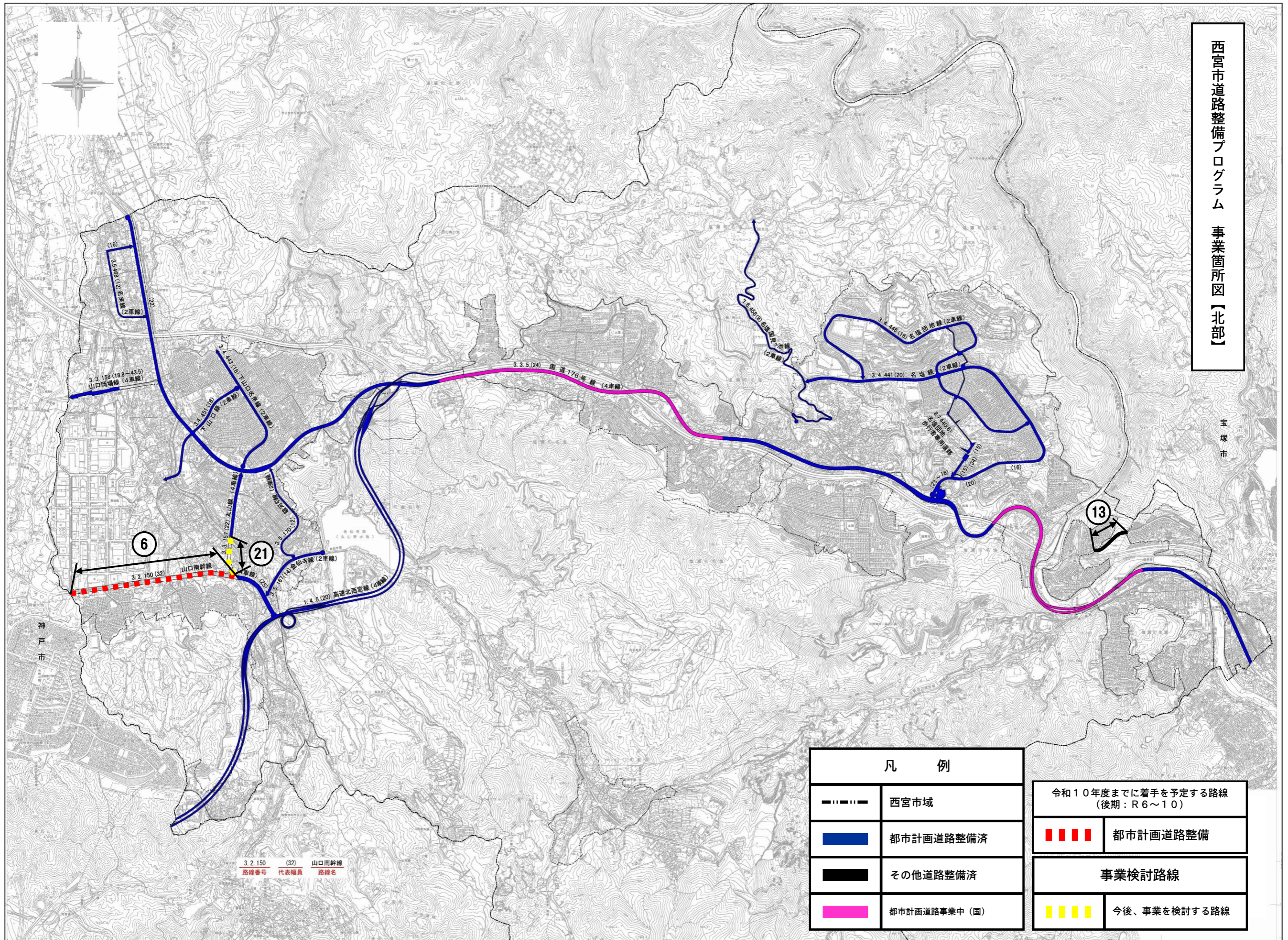
崎市



凡 例	
-----	西宮市域
■	都市計画道路整備済
■	都市計画道路事業中
■	都市計画道路(二次改築)事業中
■	その他道路整備事業中
■	都市計画道路事業中(国)

■	令和10年度までに着手を予定する路線 (後期: R6~10)
■	都市計画道路整備
■	都市計画道路(二次改築)
■	その他道路整備
事業検討路線	
■	今後、事業を検討する路線

西宮市道路整備プログラム 事業箇所図【北部】



3.2.150 (32) 山城南幹線
 路線番号 代表幅員 路線名

凡 例	
	西宮市域
	都市計画道路整備済
	その他道路整備済
	都市計画道路事業中(国)
令和10年度までに着手を予定する路線 (後期：R6～10)	
	都市計画道路整備
事業検討路線	
	今後、事業を検討する路線